

民法・戸籍法の差別的規定の廃止・法改正を求める請願

衆議院議長 殿

参議院議長 殿

〔請願趣旨〕

夫婦別姓での婚姻が認められないため、望まぬ改姓、事実婚、通称使用などによる不利益・不都合を強いられる人が多数存在します。婚姻の際、96%が夫の姓になっているのは間接的な女性差別であり、夫婦同姓の強制は、両性の平等と基本的人権を掲げた憲法に反します。通称使用の拡大では根本的解決になりません。民法を改正し、別姓を望む夫婦にはその選択を認める「選択的夫婦別姓制度」を実現すべきです。

女性だけに適用される再婚禁止期間は、再婚後の子の父親の推定重複を避けるためとされますが、離婚手続きに長期間かかるなどの実態にそぐわない推定規定のために多くの無戸籍児が生じています。父親の確定は現在DNA鑑定で可能であり、女性の再婚禁止期間は不要です。

民法の婚外子相続差別は廃止されましたが、戸籍法には、出生届に婚姻による子どもかどうかの記載を義務付ける規定が残っており、この規定も廃止すべきです。

女性差別撤廃委員会は2009年、民法及び戸籍法における差別的規定の廃止を日本政府に勧告、その後もこの勧告を遅滞なく実施するよう繰り返し強く求めています。国際自由権規約委員会、国連子どもの権利委員会、国連人権理事会も同様の勧告を繰り返しており、日本政府は自ら批准した国際人権条約実施の意思を問われているといえます。

第5次男女共同参画基本計画は、「夫婦の氏に関する具体的な制度の在り方に関し、（中略）国民各層の意見や国会における議論の動向を注視しながら、司法の判断も踏まえ、更なる検討を進める」としています。

最近の世論調査では7割が選択的夫婦別姓制度に賛成であり（2020年1月、朝日新聞）、同制度を求める意見書はこの2年余で100地方自治体から提出されています。また、2015年最高裁判決は「この種の制度のあり方は国会で論ぜられ判断されるべき事柄」としています。

以上の理由から、下記の項目を強く要望します。

〔請願事項〕 民法・戸籍法の差別的規定の廃止・法改正を行うこと

| 氏名 | 住所（「〃」「同上」は使用しないでください） |
|----|------------------------|
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |

日本婦人団体連合会 〒115-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷4-11-9-303
取り扱い団体（ ）